

第3次 隠岐の島町地域福祉活動計画

平成30年3月



隠岐の島町社会福祉協議会

はじめに



隠岐の島町社会福祉協議会
会長 吉田 義隆

隠岐の島町社会福祉協議会では、平成24年に「第2次地域福祉活動計画」を策定し、住民参加と関係機関・団体の協働体制の強化、社会福祉協議会の機能強化等に取り組んでまいりました。

特に、身近な地域における高齢者等への見守り活動をはじめ、介護予防、閉じこもり予防、仲間づくりの場である「ふれあいサロン」の活動の立ち上げ支援、そして、生活に困窮する方や判断能力に不安のある方などへの生活相談・支援など、地域福祉にご理解のある皆さまのご支援やご協力により、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた我が家において自分らしくいきいきと暮らしていくための草の根的な取り組みを着実に実施することができ、一定の成果をあげることができました。

しかし、隠岐の島町においては、人口に占める高齢者の割合が徐々に増加しており、一人暮らし高齢者や要介護認定者、障がいのある方など支援を必要とする人も増加しております。

また、隣近所のお付き合いや地域における住民相互のつながりの希薄化、地域活動の担い手の不足、地域の中で孤立している人の問題など、地域を取り巻く課題も多様化してきています。

こうした状況を踏まえ、自治会区長・ボランティア団体等へのアンケート調査などを実施し、この度、隠岐の島町総合保健福祉計画等の関係諸計画と連携した「第3次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会委員の皆さまをはじめ、計画策定にご協力いただきました関係者の皆さま、そしてご意見をお寄せいただきました住民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

目 次

第1章 総論

1. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定にあたって（策定の背景と趣旨）…………… P2
2. 地域福祉とは…………… P4
3. 地域福祉活動計画とは…………… P6

第2章 現状と課題、方向性

1. 人口と高齢化率の推移…………… P8
2. 自然動態・社会動態の推移…………… P9
3. 世帯数と65歳以上世帯数の推移…………… P9
4. 介護保険認定者数の推移…………… P10
5. 地域福祉をめぐる近年の動向（国や島根県の動向）…………… P11
6. 地域福祉をめぐる近年の動向（各制度の主な改正等の内容）…………… P12
7. アンケート調査や地域福祉をめぐる近年の動向から…………… P14
8. 第2次隠岐の島町地域福祉活動計画における活動成果や現状、動向等から…………… P14
9. 対応策を踏まえた今後の地域福祉の方向性…………… P15

第3章 基本的な考え方・目指す地域社会の設計イメージ

1. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の基本的な考え方…………… P17
2. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画で目指す地域社会の設計イメージ…………… P18

第4章 構成／体系・施行期間・諸計画との関係性

1. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の構成／体系…………… P20
2. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の期間、諸計画との関係性…………… P21

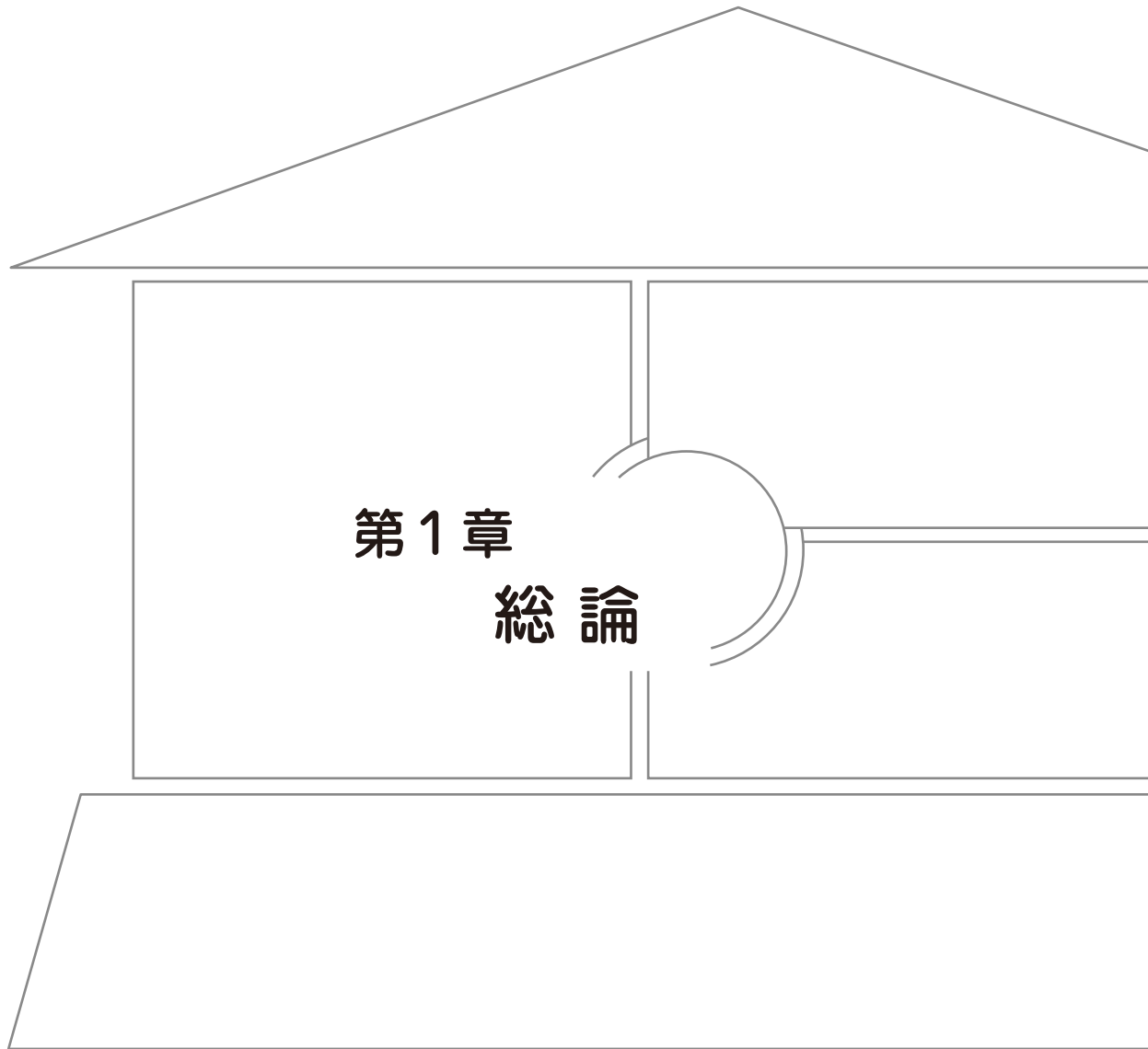
第5章 基本理念／使命・基本目標・基本施策の推進内容

1. 第3次計画の基本理念…………… P23
2. 隠岐の島町社会福祉協議会の使命…………… P23
3. 基本施策の推進内容…………… P24

用語集（索引）…………… P29

資料集

1. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱…………… P31
2. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員名簿…………… P33
3. 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定経過…………… P34
4. 平成29年度「住みよいまちづくりアンケート調査」実施要項…………… P35



第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

隠岐の島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成24年度からの6ヶ年計画として「第2次隠岐の島町地域福祉活動計画」を、平成27年度からの3ヶ年計画として「社協発展強化計画」を定め、これらに基づき『みんなで支えあう住みよいまちづくり』の実現に向けて、住民主体の地域福祉を推進してきました。

この間も、人口減少をはじめ少子高齢化、過疎化、小世帯化は目まぐるしく進展し、社会福祉法や介護保険法などの改正、介護現場における労働力不足など、あらゆる側面で「福祉」を取り巻く情勢は厳しさを増してきました。

そうした中、平成28年6月、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、これに基づき、『他人ごと』になりがちな地域づくりを、地域住民が『我がごと』として主体的に取り組むための仕組みをつくっていくとともに、市町村における地域づくりの取り組み支援、公的な福祉サービスへのつながりを含めた『丸ごと』の総合相談支援の体制整備を掲げた「地域共生社会実現本部」を発足させました。

この概念は、これまでの福祉のあり方を根本から変えるともいわれ、新しい概念、考え方ととらえられていますが、実は、社会福祉協議会が掲げ、働きかけ、実践してきた「住民主体による福祉のまちづくり＝地域福祉」の姿そのものであるといえます。

しかし一方で、これまで社会福祉協議会の固有性といわれ続けてきた「地域福祉」の分野が、過去の社会福祉基礎構造改革の中、市場開放された介護保険制度や障害者自立支援法のように、受け皿や担い手が多様化され、ますます社会福祉協議会の存在意義を問われる時代の到来であるともいえます。

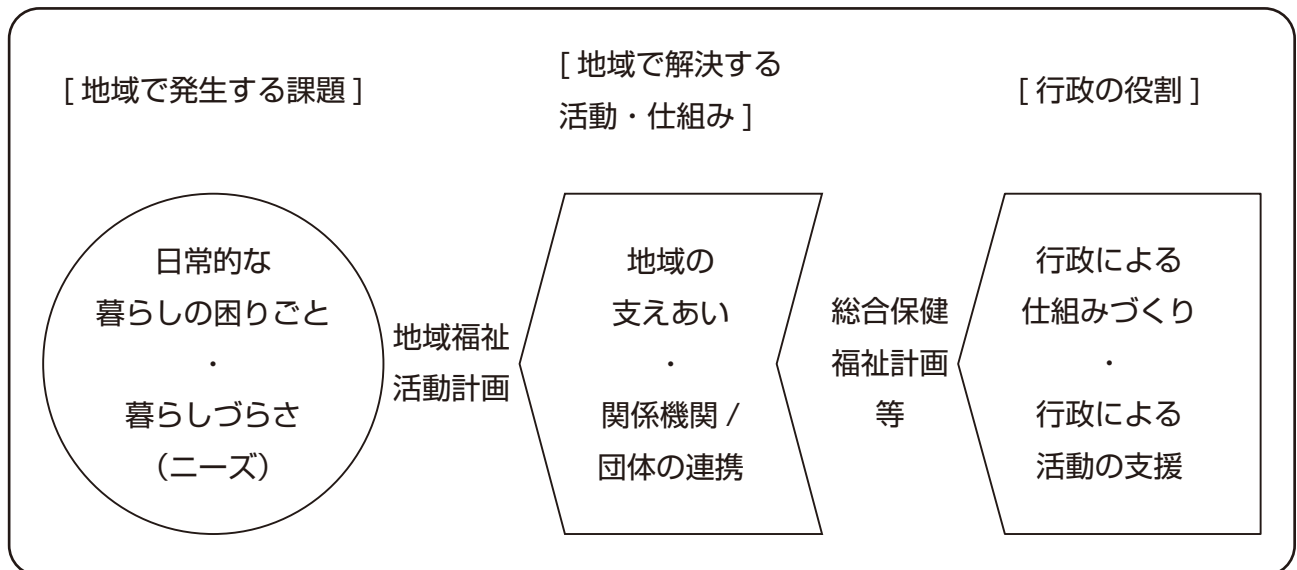
本会は、隠岐の島町の地域福祉を推進する中核団体として、地域住民をはじめ関係機関・組織・団体・事業者と協働して、地域における支えあいの仕組みづくりや制度の狭間にある個別の福祉課題を解決してきたノウハウやネットワークを有しています。

住民一人ひとりを取り巻く生活福祉課題が益々複雑多様化・多重化する傾向にある中、より一層、社会情勢の変化に対応した「柔軟」で「スピード感」のある「ピンポイント」での取り組みが求められてきています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会を実現していくためには、地域における課題発見力や解決力の向上が必要不可欠です。

それとともに、住民が主体・主役の地域福祉活動を重層的に支援していくための体制整備をはじめ、あらゆる支援方策を関係諸機関が一体となって共有・支援していくことが強く求められています。

また、住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくためには、福祉分野の垣根を取り払い、「地域」という1つの視点で福祉をとらえる、地域福祉の推進が重要です。



これらを達成していくために、第3次隠岐の島町地域福祉活動計画（以下、「3次計画」という。）の策定にあたっては、第2次隠岐の島町地域福祉活動計画策定の際行った『住みよいまちづくりアンケート（自治会区長・福祉関係団体／グループ等）』をあらためて実施することにより、地域社会の変化を可能な限り可視化するとともに、各種数的データに基づく実現可能な目標を掲げ、目指す姿を創造します。

【住みよいまちづくりアンケート調査】

No.	調査対象	内 容
1	町内自治会・区・町内会長	自治会・区・町内会の活動状況 地域・住民の課題等
2	社会奉仕・ボランティア・NPO活動 団体・グループ	団体・グループの活動状況 地域・住民の課題等

そして、「隠岐の島町総合保健福祉計画」をはじめ「介護保険事業計画」等の関係計画との協調性を担保し、策定します。

地域福祉とは

2. 地域福祉とは

社会福祉法の第1条では、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定しています。

【社会福祉法 第1条】

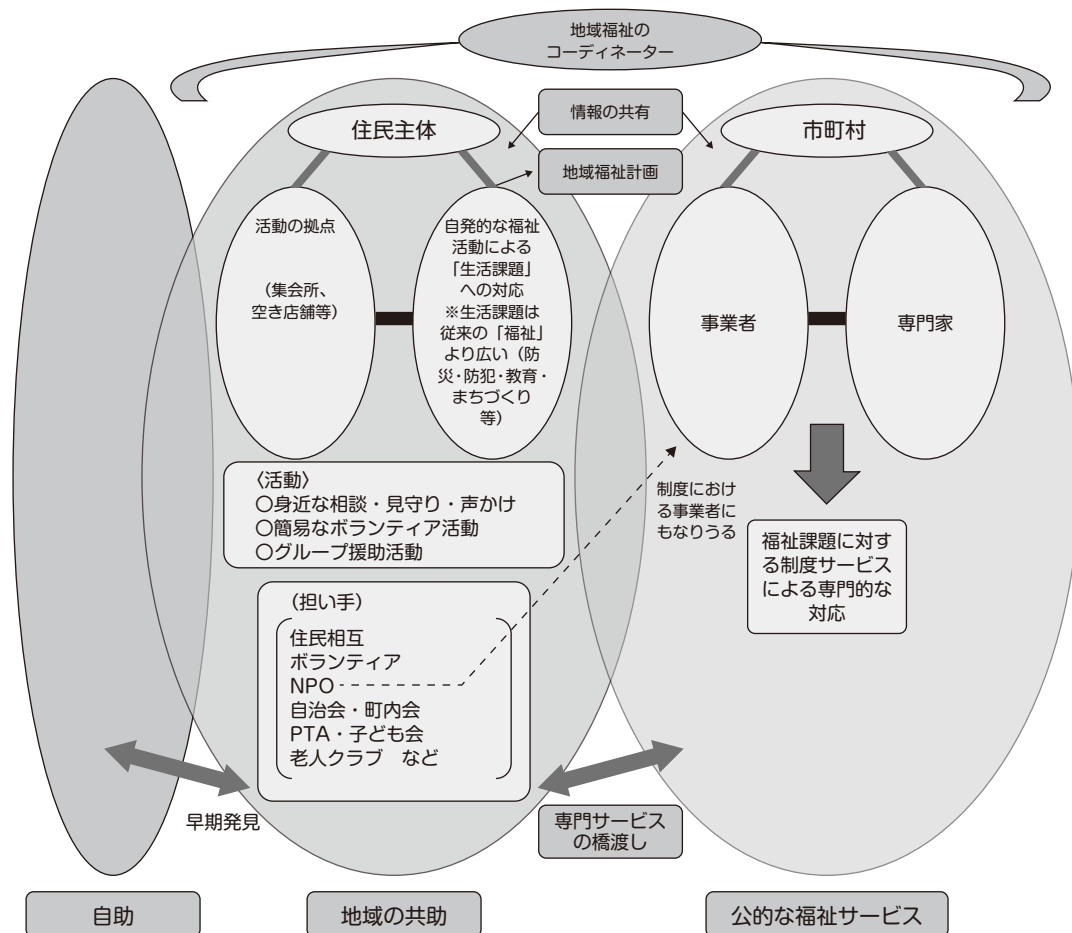
(目的)

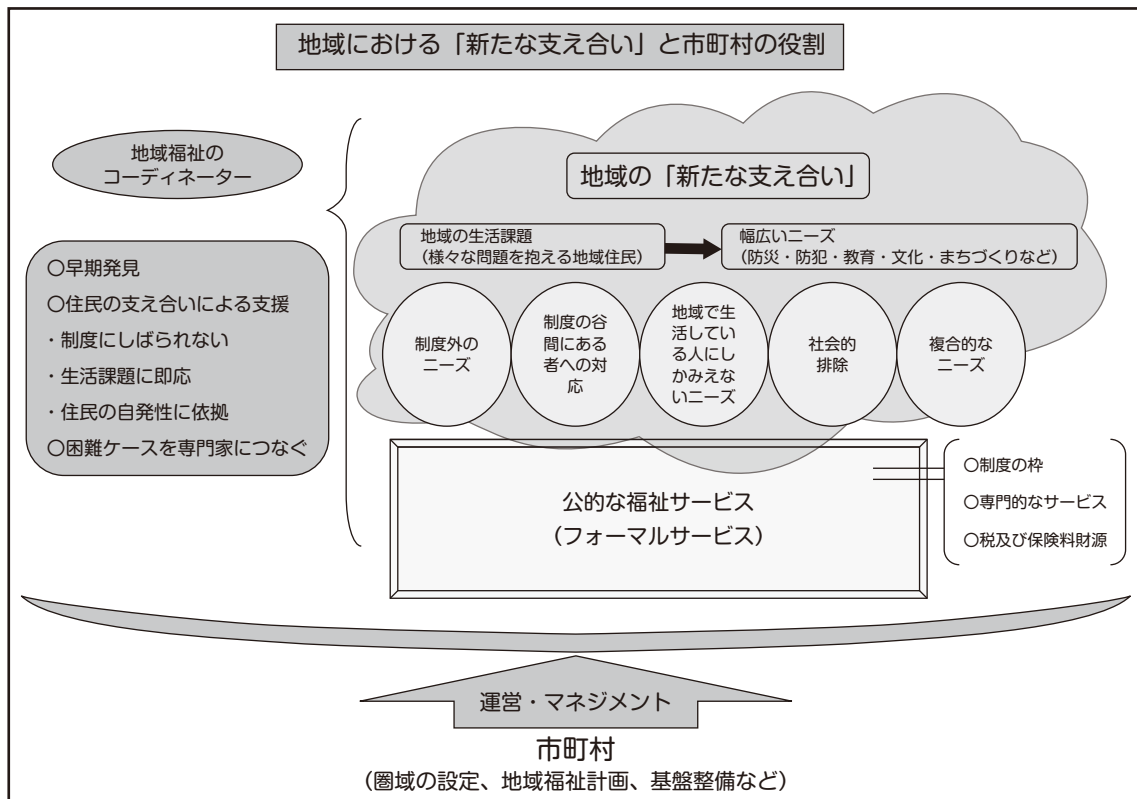
第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

さらに、社会福祉の推進のためには、個人や家庭では解決が難しい生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、地域の助け合い・支えあい（共助）、そして、公的な福祉サービス（公助）によって解決していこうとする取り組みが必要であり、とりわけ『共助』を再認識していくために、「地域福祉の推進」が社会福祉法に掲げられたものです。

地域における「新たな支え合い」の概念

住民と行政の協働による新しい福祉





<地域福祉とは>

自分たちが住む「地域」を主眼にして、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての住民がいきいきとした生活が送れるように、地域住民や事業所、行政等が協働して進める福祉のことです。

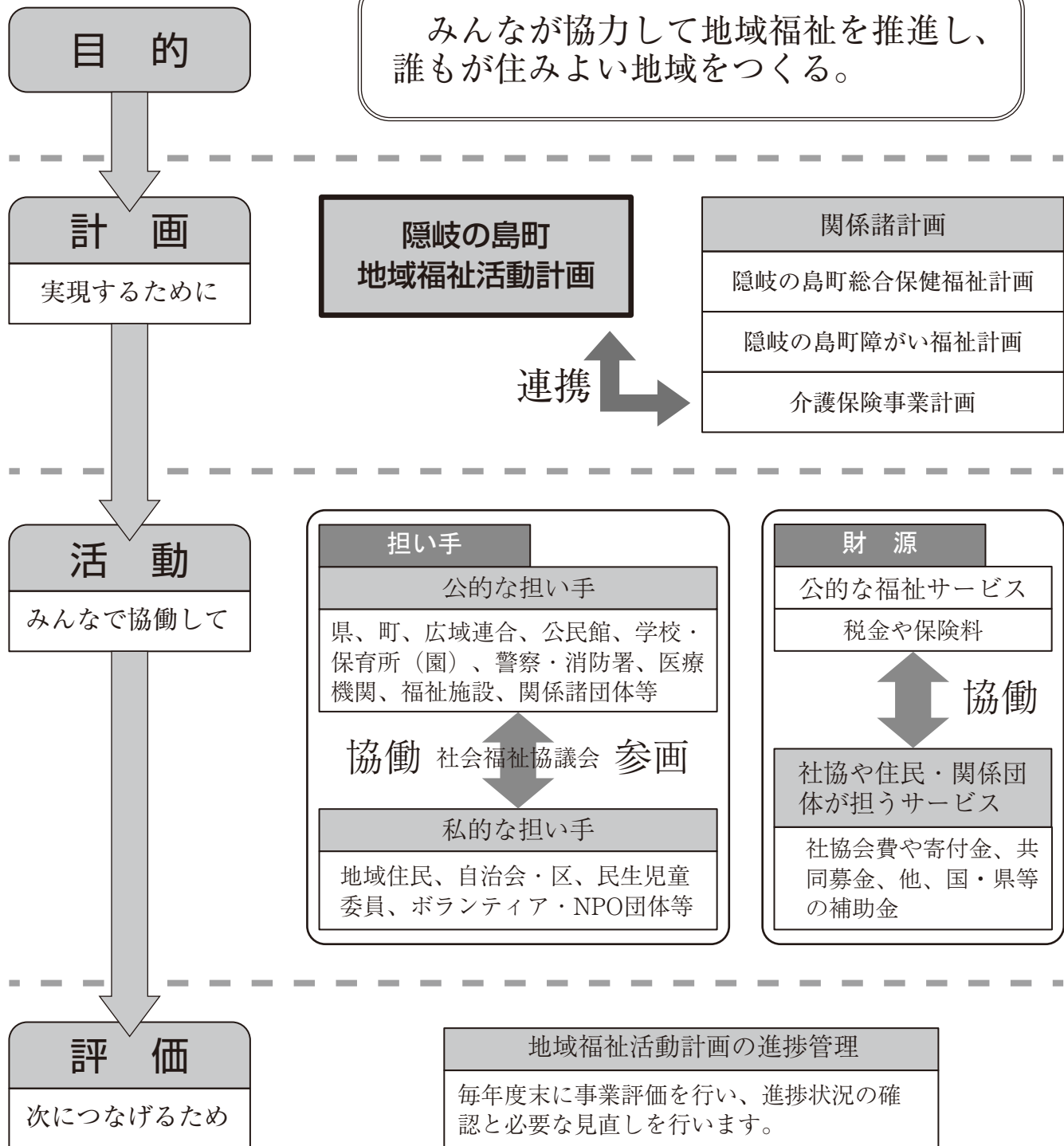
地域福祉活動計画とは

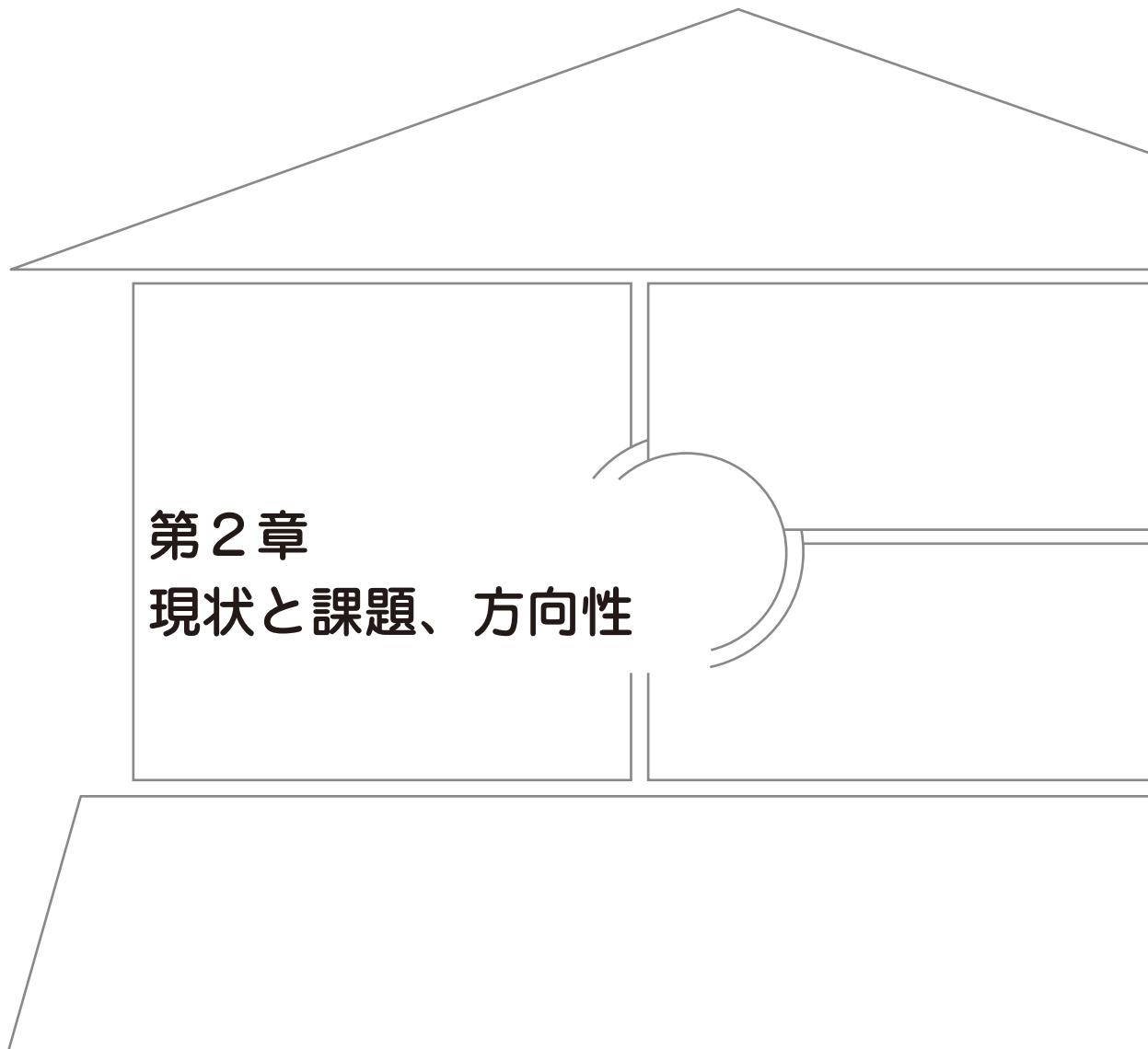
3. 地域福祉活動計画とは

地域福祉の担い手は、地域住民（観光客などの交流人口を含む）、地域（自治会・地区など）、関係機関、団体、社会福祉協議会、町など、隠岐の島町を構成する全ての人です。また、地域福祉の受け手も、全ての地域住民となります。

つまり、地域福祉活動計画とは、住民誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、生活課題や福祉課題を解決していくことを目的に、住民の皆さんと地域福祉をどのように進めていくのかを定める計画です。

みんなが協力して地域福祉を推進し、
誰もが住みよい地域をつくる。





第2章 現状と課題、方向性

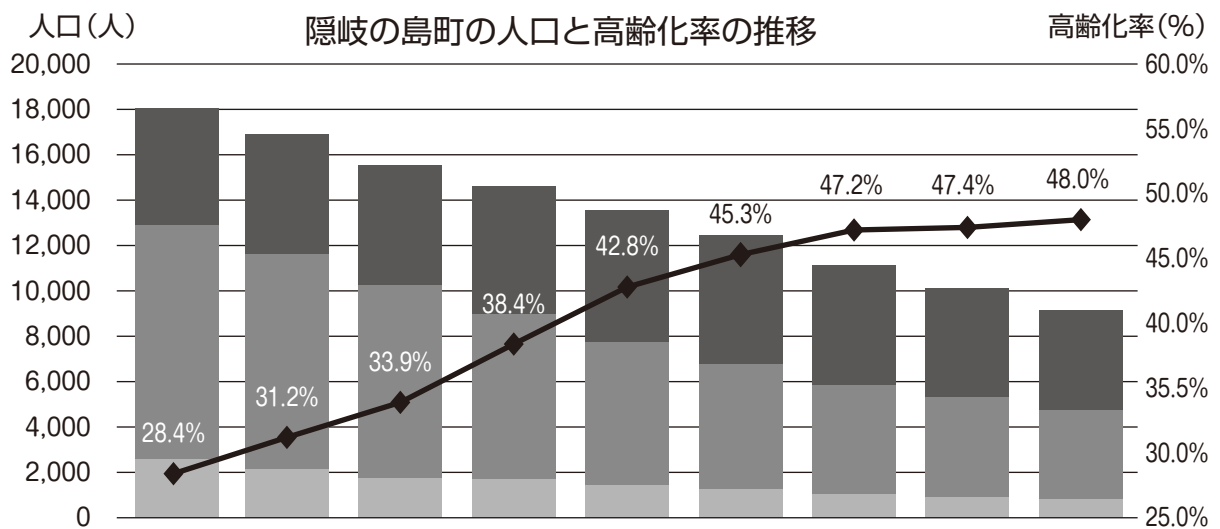
隠岐の島町の現状と課題

1. 人口と高齢化率の推移

人口は、昭和 30 年の 28,353 人をピークに年々減少し続けており、平成 30 年 3 月には 14,472 人となりました。

特に、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15歳から64歳以下)の減少は著しく、平成 52 年には、生産年齢人口 1 人が 65 歳以上 1 人を支える時代となることが予測されます。

高齢化率は上昇し続けており、平成 52 年に高齢化率のピークを迎えると予測されています。



	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	H32年 (2020)	H37年 (2025)	H42年 (2030)	H47年 (2035)	H52年 (2040)
75歳以上	2,486	2,944	3,140	3,121	3,105	3,477	3,575	3,445	3,107
65歳以上	5,122	5,276	5,262	5,605	5,790	5,652	5,251	4,792	4,376
15～64歳	10,308	9,434	8,465	7,298	6,285	5,544	4,845	4,390	3,897
14歳以下	2,606	2,192	1,790	1,705	1,467	1,268	1,030	929	850
人口	18,036	16,902	15,517	14,608	13,542	12,464	11,126	10,111	9,123
高齢化率	28.4%	31.2%	33.9%	38.4%	42.8%	45.3%	47.2%	47.4%	48.0%

2000～2015年は国勢調査の実績値に基づく確定値（但し、年齢不詳を含まない）

2020～2025年は厚生労働省推計値

2030～2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H25年3月推計）に基づく推計値

出典：隠岐広域連合（第7期介護保険事業計画より）

2. 自然動態・社会動態の推移

死亡数が出生数を上回り、転出者が転入者よりも多い状況も続いています。

(人)	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
自然動態	-177	-142	-106	-173	-157	-121	-152	-113	-160	-155
社会動態	-201	-192	-67	-22	-179	-28	-4	-24	-87	-51
合計	-378	-334	-173	-195	-336	-149	-156	-137	-247	-206

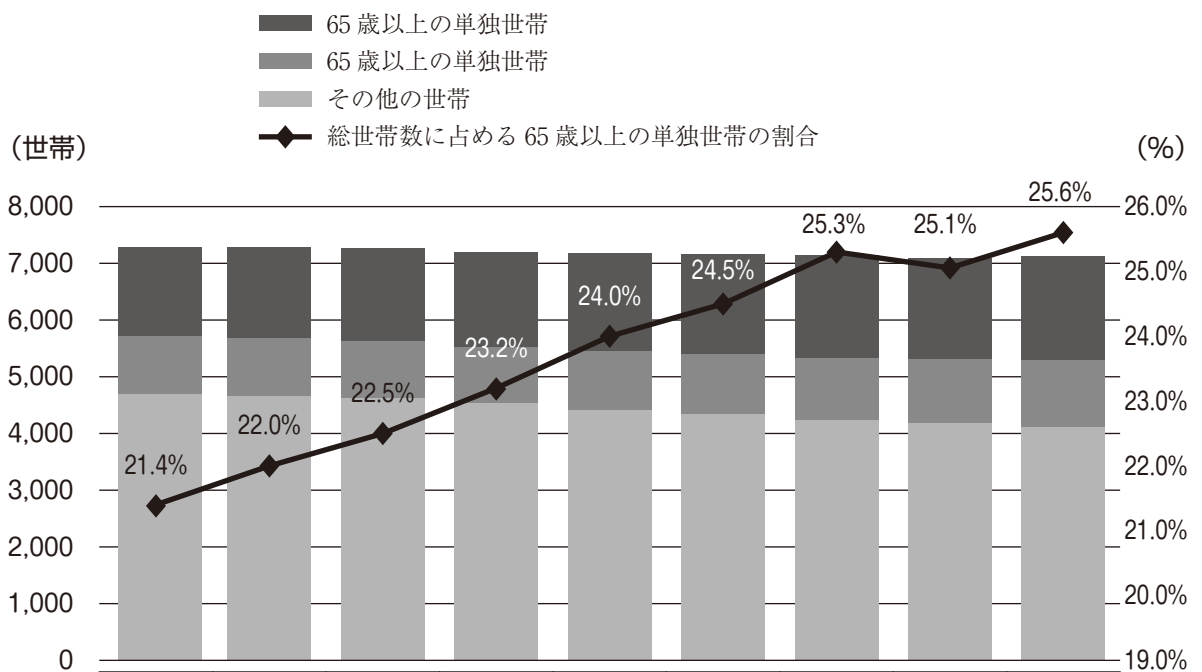
出典 / 作成：住民基本台帳（4月時点）を基に、隠岐の島町社会福祉協議会作成

※自然動態…出生、死亡
 ※社会動態…転入、転出

3. 世帯数と65歳以上世帯数の推移

世帯数については、わずかに減少しています。一方、65歳以上のみの世帯数や65歳以上の単独世帯は、年々増加してきています。

総世帯数に占める65歳以上世帯の割合の推移



(世帯)	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
総世帯数	7,293	7,280	7,269	7,192	7,174	7,161	7,136	7,096	7,119
65歳以上の単独世帯	1,562	1,604	1,635	1,671	1,724	1,756	1,806	1,778	1,823
65歳以上の複数世帯	1,031	1,016	995	985	1,031	1,048	1,082	1,127	1,166
その他の世帯	4,700	4,660	4,639	4,536	4,419	4,357	4,248	4,191	4,130
総世帯数に占める65歳以上の単独世帯の割合	21.4%	22.0%	22.5%	23.2%	24.0%	24.5%	25.3%	25.1%	25.6%

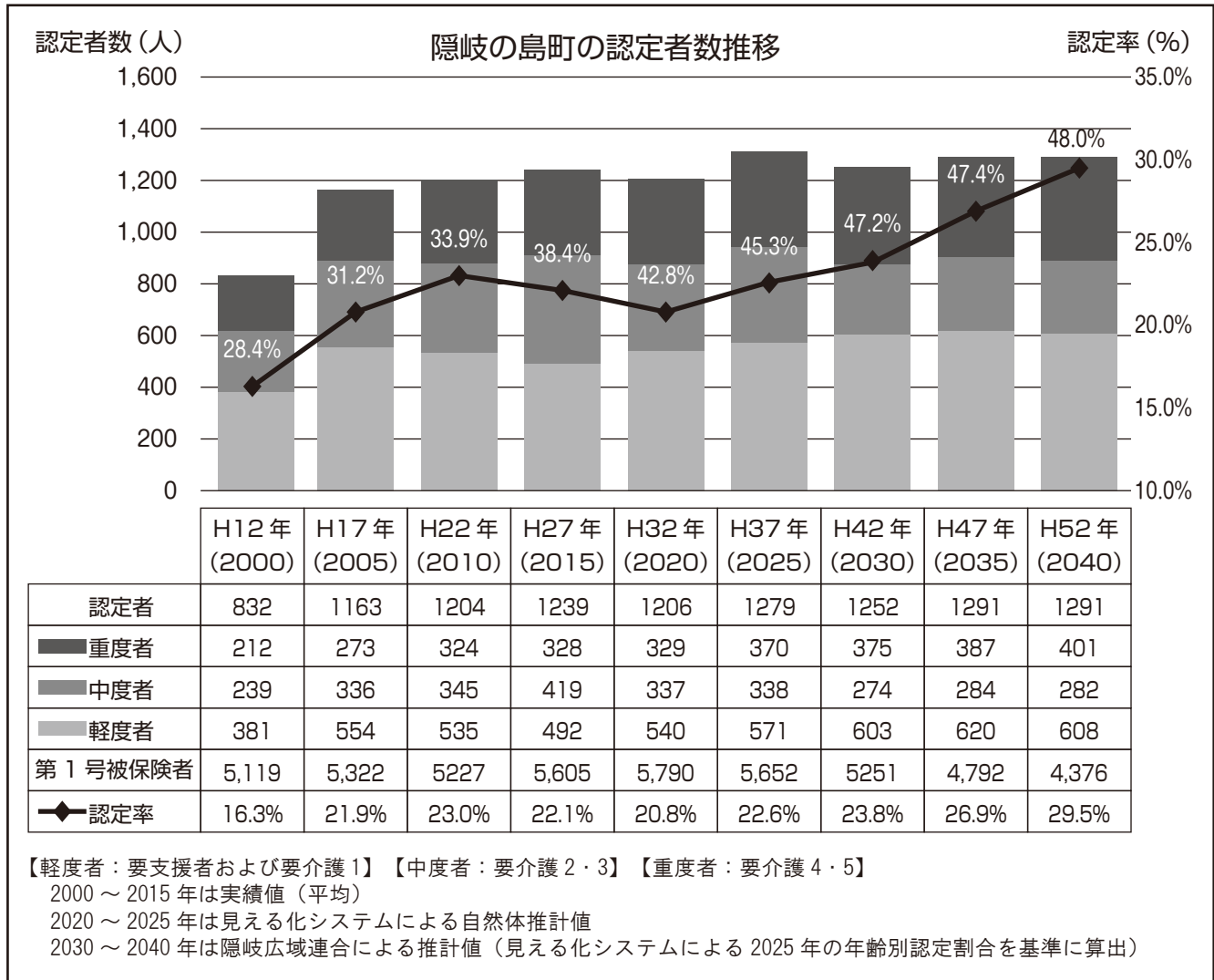
65歳以上単独世帯には、福祉施設等入所者も含まれる

出典 / 作成：住民基本台帳（4月時点）を基に、隠岐の島町社会福祉協議会作成

4. 介護保険認定者数の推移

介護保険認定者数は、介護保険制度スタート当初から年々増加を続け、平成27年から減少に転じますが、平成32年以降は再び増加していくと予想されています。

また、認定率についても、平成32年以降は上昇に転じ、平成52年のピーク時には約30%に達すると予想され、第1号被保険者の3人に1人が要介護認定を受けていることになると見込まれています。



出典：隠岐広域連合（第7期介護保険事業計画より）

地域福祉をめぐる近年の動向

5. 国や島根県の動向

年	国	県
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ○改正介護保険法施行 ○第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根総合発展計画第2次実施計画 ○島根県地域福祉支援計画改定 ○第5期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画 ○第3期島根県障がい福祉計画
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県障がい者基本計画 ○島根県自死対策総合計画
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ○改正災害対策基本法施行 ○社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書提出 	
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援法施行 ○改正介護保険法施行 ○子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画 ○第4期島根県障がい福祉計画 ○島根県子どものセーフティーネット推進計画 ○しまねっ子すくすくプラン
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法施行 ○改正消費者安全法施行 ○成年後見制度利用促進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根総合発展計画第3次実施計画 ○島根県地域福祉支援計画第2次改定 ○島根県DV対策基本計画第3次改定
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の成立 	

6. 各制度の主な改正等の内容

	内 容
介護保険法改正	平成 24 年 4 月施行。 ⇒高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めることとされた。
第 2 次一括法 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)	平成 24 年度 4 月施行 (一部平成 25 年 4 月施行)。 ⇒地域主権戦略大綱を踏まえ、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の措置が講じられることとされ、社会福祉法人の所轄庁権限が県から一般市へ移譲 (平成 25 年 4 月施行) された。
障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	平成 25 年 4 月施行 (一部平成 26 年 4 月施行)。 ⇒障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会の共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることとされた。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 年 1 月施行。 ⇒子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること、また子供の貧困対策を総合的に推進することとされた。
災害対策基本法改正	平成 26 年 7 月提出。 ⇒高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要するものについて名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者に予め情報提供することとされた。
社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書	平成 26 年 7 月提出。 ⇒社会福祉法人の在り方について、「地域における公益的な活動の推進」、「法人組織の体制強化」、「法人の規模拡大・協働化」、「法人運営の透明性の確保」、「法人の監督の見直し」の論点から報告書が提出された。
生活困窮者自立支援法	平成 27 年 4 月施行。 ⇒生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることとされた。
介護保険法改正	平成 27 年 4 月施行。 ⇒高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 (在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実等) や全国一律の予防給付 (訪問介護・通所介護) を市町村が取り組む地域支援事業に移行して多様化するなど、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされた。
子ども・子育て関連 3 法施行	平成 27 年 4 月施行。 ⇒市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進することとされた。

	内 容
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	平成 28 年 4 月施行。 ⇒国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者による障がい を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供 が禁止され、対応要領の作成や啓発活動など、差別を解消 するための措置を講ずることとされた。
消費者安全法改正	平成 28 年 4 月施行。 ⇒地方消費者行政の基盤強化等のため、地域の見守りネット ワークの構築、消費生活相談等により得られた情報の活用 に向けた基盤整備、消費生活相談体制の強化、消費者行政 職員及び消費生活相談員確保と資質向上が盛り込まれた。
成年後見制度利用促進法	平成 28 年 5 月施行。 ⇒成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員 会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされた。
地域包括ケアシステムの 強化のための介護保険法 等の一部を改正する法律 案の成立	平成 29 年 5 月 26 日成立。 ⇒高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社 会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するこ とに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが 提供されるようにすることとされている。 【概要】 (介護保険法) 平成 30 年 8 月施行。 ①利用者負担について、2 割負担者のうち特に所得の高い層 を 3 割とする。 (介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法) 平成 30 年 4 月施行。 ②高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすく するため、介護保険と障害福祉の両制度に、新たに「共生 型サービス」を位置づける。 (介護保険法) 平成 30 年 4 月施行。 ③要介護者に「長期療養のための医療」「日常生活の介護」を 一体的に提供する「介護医療院」を新たな介護保険施設と して創設する。 (社会福祉法) 平成 30 年 4 月施行。 ④「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定する。この 理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を 促進するための環境を整備する。 (社会福祉法) 平成 30 年 4 月施行。 ⑤市町村が「地域福祉計画」、都道府県が「地域福祉支援計画」 を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共 通事項を定めた上位計画に位置付ける。

アンケート調査や基礎資料からみる課題・方向性

7. 住みよいまちづくりアンケート調査や地域福祉をめぐる近年の動向から

■課題

自治会・町内会・区	ボランティア・NPO活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域運営や活動のリーダーとなる人材が不足・高齢化している。 ● 企画・運営にあたっての新たな人の参加が少ない。 ● 地域コミュニティの希薄化（活動への関心が薄い） ● 活動内容が慣例化している。 ● 収入の少ない世帯が多い。 ● 人材不足により新たな活動に取り組めない。 ● 空き家が増えている。 ● 買い物や災害への不安を抱く住民が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動の中心メンバーが不足・高齢化している。 ● 新しい参加者（仲間）が入らない。 ● 活動内容が慣例化している。 ● 活動資金が不足している。 ● 拠点や移動手段の確保が難しい。 ● 新たな福祉活動に取り組みたいが取り組めない。

■課題への対応策

リーダー的存在の方の高齢化や活動のマンネリ化が前回調査よりも進んできています。より一層、住民の自治会活動やボランティア活動への関心・意欲を高めるための働きかけや提案を行っていく必要があると思われれます。

また、高齢者が増加していく中、地域で暮らしていくことを支援する取り組みの必要性を認識している回答が多くありました。そのために、地域が主体的に課題となっていることを整理し、解決していく仕組みを形づくっていくため、行政や社会福祉協議会からの具体的な支援方策が必要と思われれます。

8. 第2次隠岐の島町地域福祉活動計画における活動成果や現状、動向等から

■課題

- 地域住民の福祉への関心度
- 地域や活動リーダーの高齢化
- 人口規模の縮小による担い手不足
- 住民間のつながりの希薄化の進行（持ち家のある方と住宅入居者の意識の相違）
- 地域に求められる役割の増加

■課題への対応策

これまで取り組んできた自治会区等の集落を基盤としながら、関係諸機関と連携の上、暮らしに身近な範囲での「支えあい※」を拡げること
を全ての社会福祉協議会活動の根幹に据え、事業・活動を展開していく
必要があります。

この実現のためには、住民の信頼・期待に応え得るスキルと機動力を
発揮し、会費や共同募金を活かした地域活動財源の確保に努めるなど、
地域福祉推進体制を整備していくことが必要です。

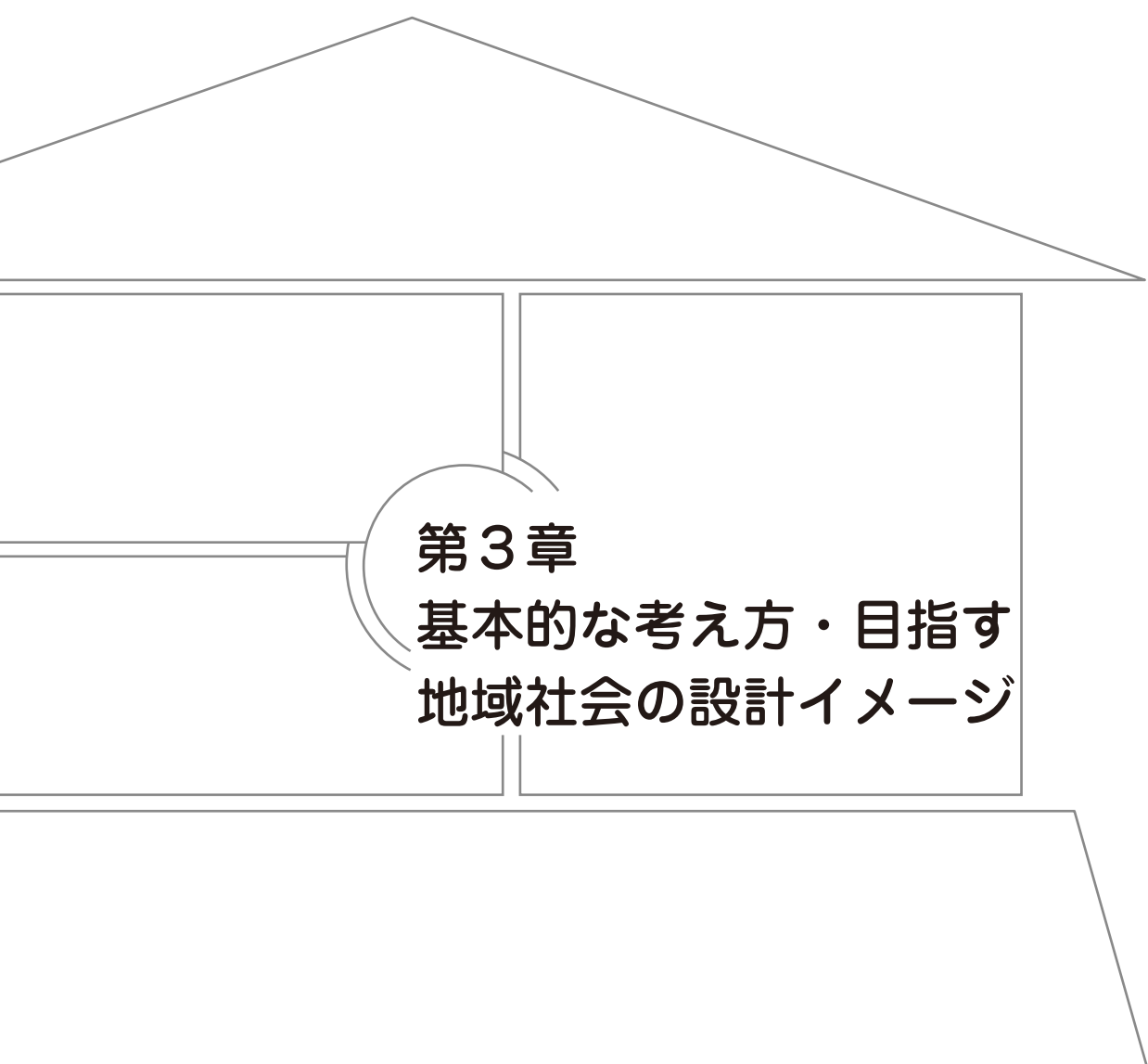
※「支えあい」とは

地域の中で「お互いがお互いの存在を認め合い、暮らしを支え合う
行為」をいう。

つまり、これまで評価の対象とされてきた体系化された福祉活動
のみを指すのではなく、見守り活動とは言わないけれど「見守り」
としての機能がある、ふれあいサロンとは言わないけれど「ふれあ
いサロン」と同じ効果・効能がある、向こう三軒両隣のような少人
数の中での同様の行為も含まれる。

9. 対応策を踏まえた今後の地域福祉の方向性

- 全ての人に“出番と役割”があり、みんながひとつの家族のよ
うに支えあうまちづくりを進めます。
- 企業・団体等と連携・協働して取り組まれる活動を創造してい
きます。
- 「全ての住民が、地域社会の一員として包み支えあう」視点を
持って、活動を展開します。
- 住民、関係機関と連携し、一体となった身近な相談窓口を目指
します。
- 目まぐるしく変化する社会情勢や政策に対し、柔軟な対応力を
持った機動性のある組織づくりを進めます。



第3章
基本的な考え方・目指す
地域社会の設計イメージ

第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の基本的な考え方

課題や対応策、今後の地域福祉の方向性から、以下の4項目を基本的な考え方として定めます。

1. 誰もが立ち寄れる居心地の良い空間をつくろう

1次計画から一貫して継承する考え方となり、基本目標（重点テーマ）において、これを「**住みよい地域づくり**」として定めます。

公私の関係諸機関等との協働と連携づくりを意識し、住民が主体となって自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくしていく取り組みを積極的に促進します。

とりわけ、これまでの暮らしを支えてきた地域特性や住民気質、多様な社会資源など、地域の強みに着目して得た情報を整理し、これらを活かした「誰もが立ち寄れる居心地の良い空間づくり」を進め、同時に必要な資源の開発に努めます。

2. 誰もが包み込む空間をつくろう

基本目標（重点テーマ）において、これを「**暮らしの安心づくり**」として定めます。

日常生活自立支援事業や自立相談支援事業、生活福祉資金・緊急資金等の貸付事業、入居債務保証、法人後見などの事業はこれまで、不安を抱えながら暮らす住民の、自立した暮らしを支える役割を担ってきました。

しかし、暮らしを取り巻く困りごとは複雑多様化してきており、援助が長期化する傾向にあります。また、様々な要因から生活不安を抱える住民は、まだまだ潜在化しているとともに、今後も増加していくことが考えられます。

これらを早期に発見し、自立した暮らしを支援していくための仕組みづくりと、当事者自身の「受援力」が高まる働きかけを積極的に行います。

3. 誰もが歓迎される玄関をつくろう

基本目標（重点テーマ）において、これを「**支えあいの基盤づくり**」として定めます。

上記1.、2. を効果的に展開していくためには、全職員が相談員である意識と能力の向上は欠かせません。積極的な研鑽を組織的・計画的に支援するよう努めます。

また、住民誰にとっても敷居の低い、開かれた社協にしていくため、より一層、懇切丁寧な広聴に努めます。

そして、既存の価値観にとらわれない、新たな視点を積極的に取り入れた広報を展開します。

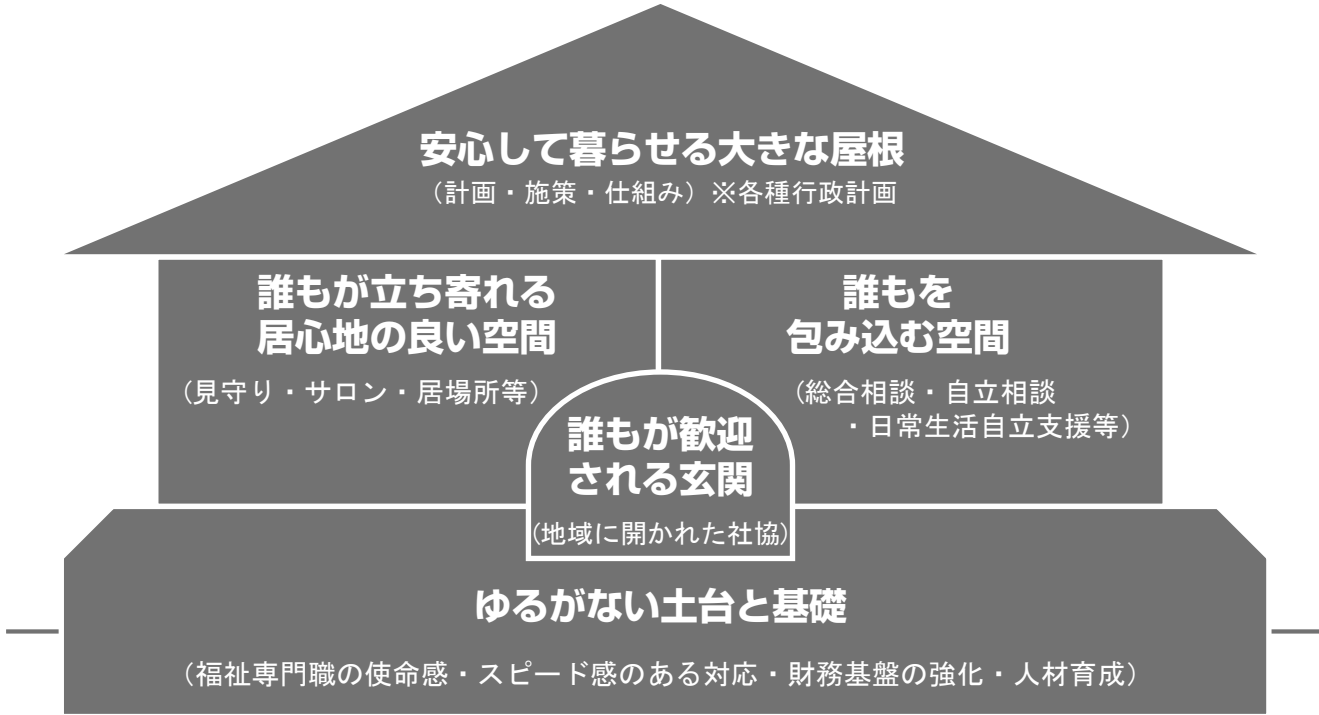
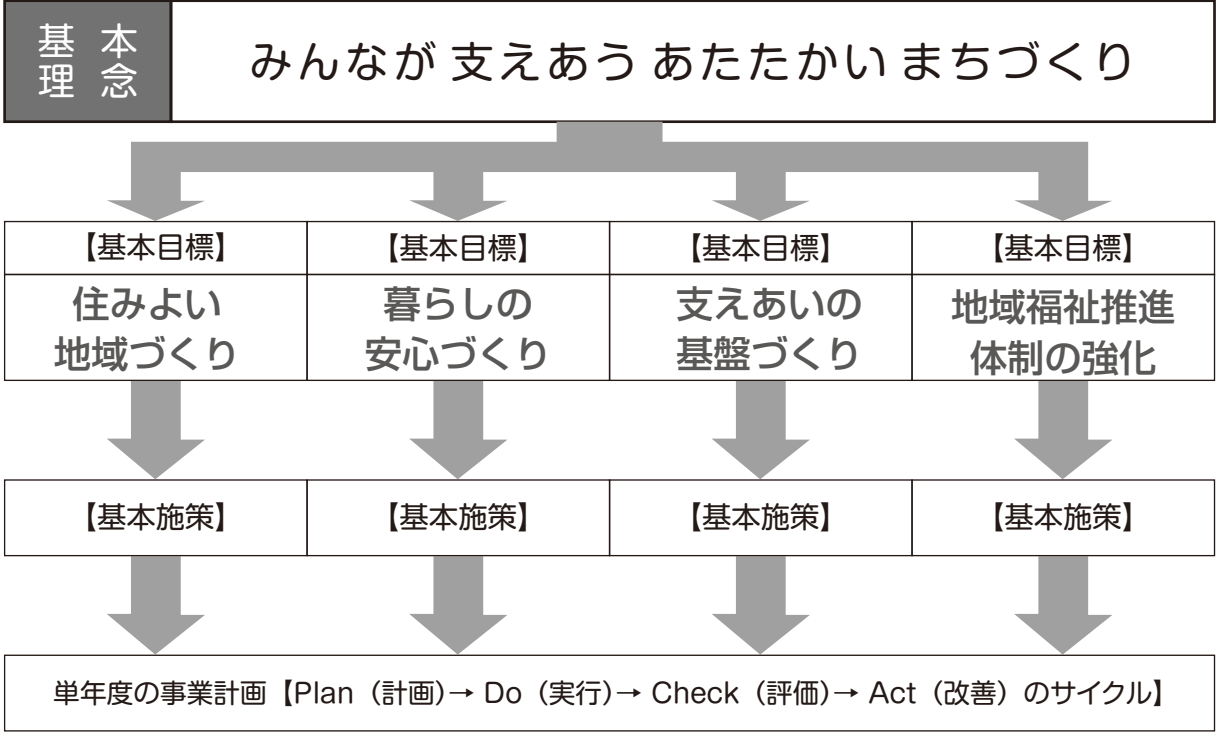
4. ゆるがない土台と基礎をつくろう

基本目標（重点テーマ）において、これを「**地域福祉推進体制の強化**」として定めます。

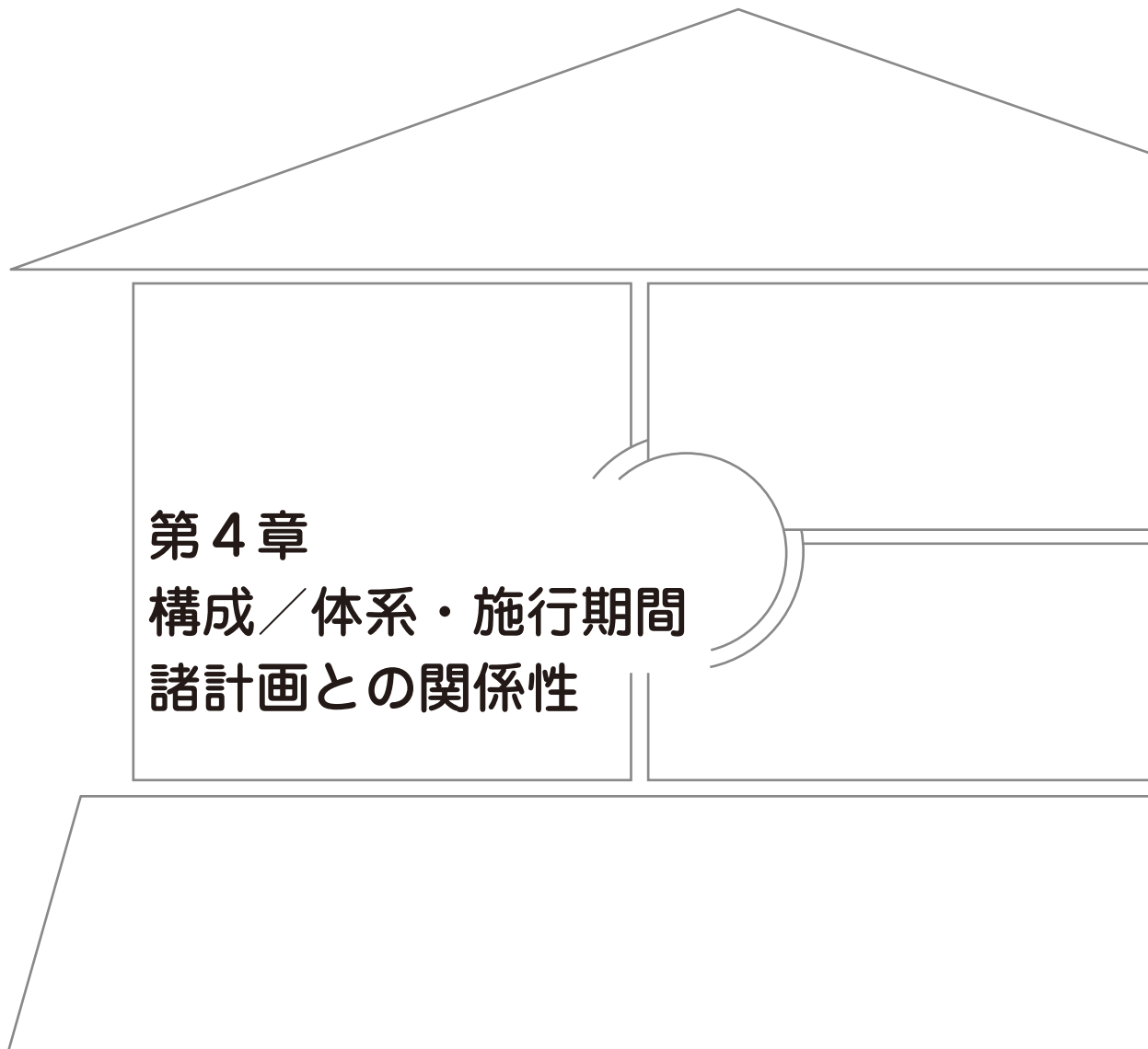
職員一人ひとりが福祉専門職としての使命感を持ち、地域の課題を捉える目を持ちながら、柔軟かつスピード感のある事業展開（対応）をすることで、住民から信頼され、期待される社会福祉協議会を構築していきます。

そして、社会経済の動向を踏まえ、実現可能な目標を設定し、各種事業を展開していくために必要な自主財源の確保に努めます。

第3次隠岐の島町地域福祉活動計画で目指す地域社会の設計イメージ



あたたかい 我が家のような まち



第4章
構成／体系・施行期間
諸計画との関係性

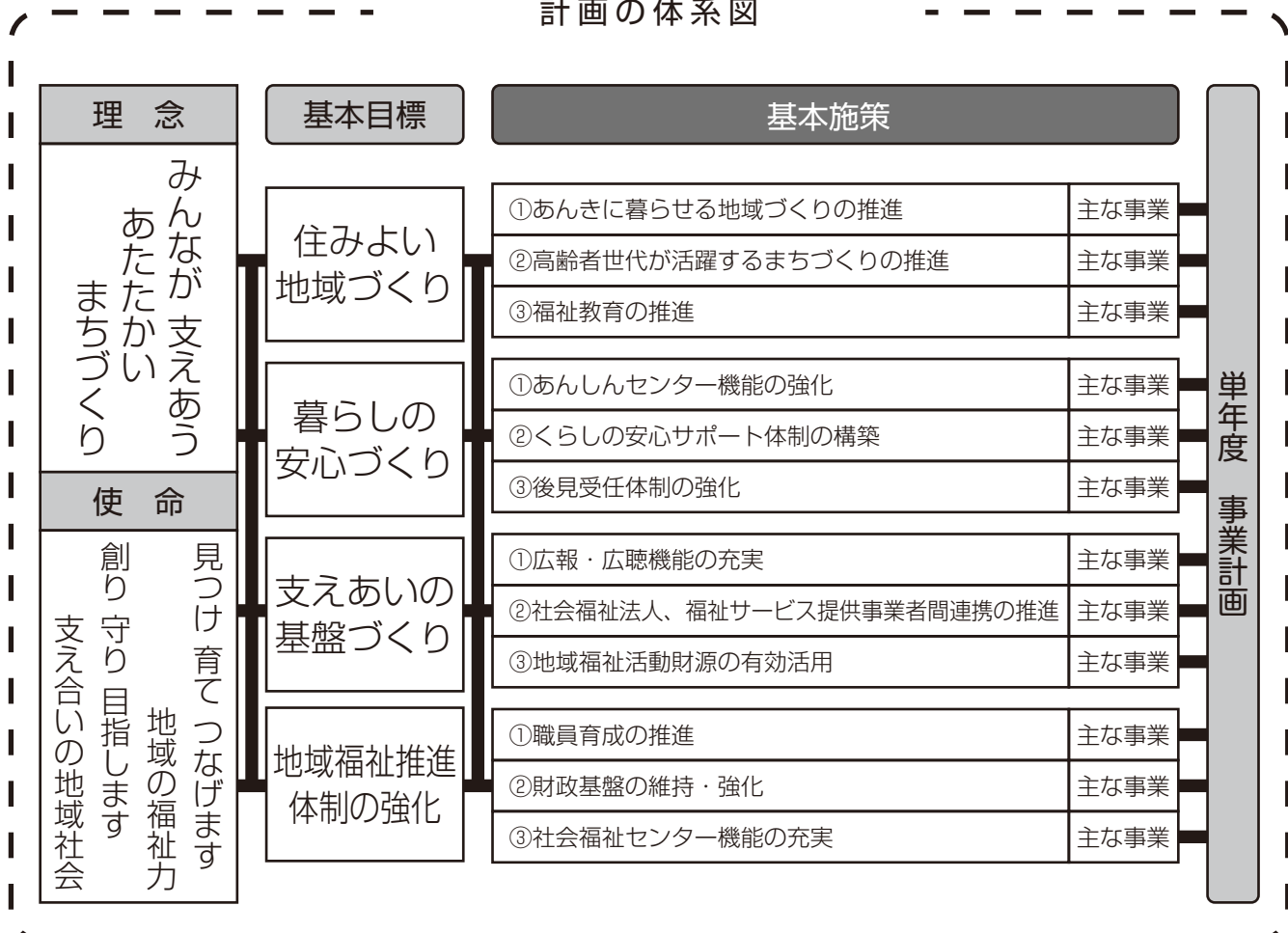
第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の構成／体系

1. 3次計画の構成と体系

3次計画は、基本理念・社協の使命、基本目標（重点テーマ）、基本施策の3階層で構成し、以下、単年度事業計画を定め具体的な取り組みを展開します。

- ⇒基本理念：長期的な視点で住民が主役・主体の地域福祉推進像を示し、達成に向け、継続的な取り組みを行うための方針です。
- ⇒基本目標：基本理念に基づいて、推進していく重点テーマを項目ごとに整理し定めます。
- ⇒基本施策：基本目標の重点テーマごとに、具体的な取り組みの方針として定めます。

計画の体系図



第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の期間、諸計画との関係性

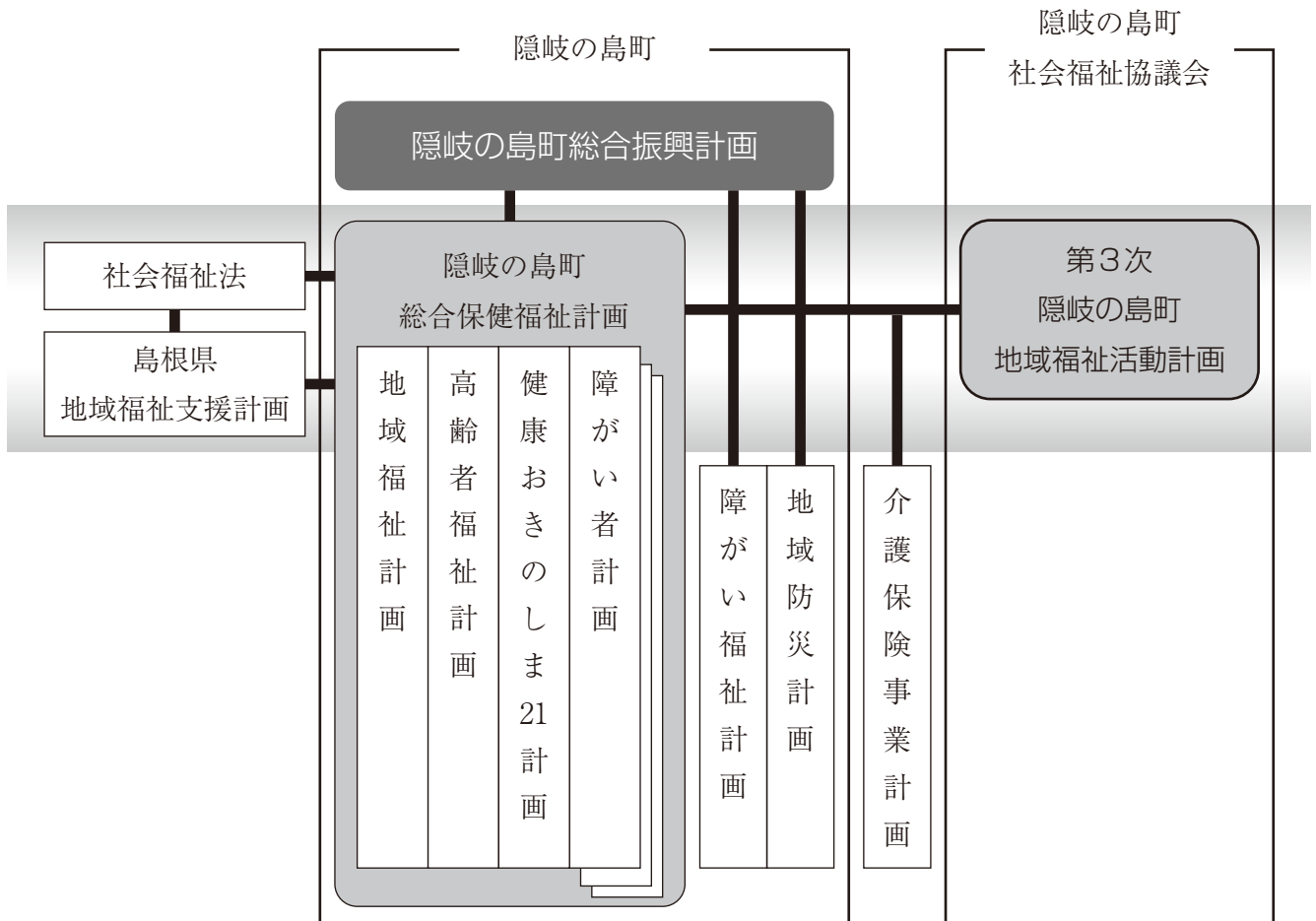
2. 期間、諸計画との関係性

3次計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とします。

なお、社会情勢の変化や制度改正、毎年度の事業評価を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	33年度 (2021年)	34年度 (2022年)	35年度 (2023年)	36年度 (2024年)	37年度 (2025年)
総合振興計画	→							
総合保健福祉計画	→							
地域福祉活動計画	3次計画(5年間) →							
障がい福祉計画	→							
介護保険事業計画	→							

根拠法や諸計画との関係性は以下のとおりです。





第5章
基本理念 / 使命・基本目標
基本施策の推進内容

第3次隠岐の島町地域福祉活動計画の基本理念／社協の使命

1. 3次計画の基本理念

課題や対応策、今後の地域福祉の方向性を実現していくため、次のとおり「基本理念」を定めました。

基本理念

みんなが 支えあう あたたかい まちづくり

【基本理念に込めた思い】

隠岐の島町総合保健福祉計画に掲げる「住む人みんなが支えあい、笑顔の絶えないまちづくり」への思いを受け継ぎます。

また、第2次隠岐の島町地域福祉活動計画に掲げる「障がいがあっても介護が必要になっても、個人の尊厳が保たれ、その人らしく暮らしていける誰にとっても住みよいまちづくりの推進」、今後の地域福祉の方向性として目指す「あたたかい我が家のようなまち」、これらを踏襲・包含し、且つ、住民主体により実現していくことを目指します。

2. 隠岐の島町社会福祉協議会の使命

基本理念をはじめ、基本目標、基本施策、単年度事業の遂行にあたり、福祉専門職としての姿勢を「社協の使命」とします。

使命

見つけ 育て つなげます 地域の福祉力 創り 守り 目指します 支え合いの地域社会

【使命に込めた思い】

●見つけ 育て つなげます 地域の福祉力

⇒私たちは、地域の強みや課題を見極め、地域に暮らす一人ひとりの“出番と役割”を大切にできる地域の福祉力を育みます。

●創り 守り 目指します 支え合いの地域社会

⇒私たちは、住民一人ひとりが持つ可能性と主体性を大切にします。そして、地域や関係機関と手を携えながら住民の尊厳ある暮らしを支援し、支え合う地域づくりに努めます。

基本施策の推進内容

基本目標・重点テーマ

住みよい地域づくり

1. 現状と課題

- 少子高齢化の進行や人口、1世帯当たり人員、世帯数の減少、また、地域コミュニティ、住民間のつながりの希薄化が進んでいます。
- 地域や家族福祉力が低下してきている中、多様な関係者が協働して、活動の維持・発展に取り組まれています。
- 今後、団塊世代層が75歳以上となって要介護者、認知症の増加が予測されます。住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けられるよう、住民一人ひとりが「支えあい」の担い手としての意識を一層育んでいく必要があります。

2. 基本施策

①あんきに暮らせる地域づくりの推進

住民の地域福祉への関心を高め、地域における多様な福祉課題（防災、生産、医療、保健、文化・伝統、教育等）の解決を切り口とした、支えあい、見守り、助け合い等の活動を推進します。

また、町と連携し住民が必要とする生活支援サービスの創設に取り組めます。

【主な事業】

- ・ 助けあい活動支援業務
- ・ 防災等組織支援業務
- ・ 生活支援コーディネーター業務
- ・ ふれあいサロン事業
- ・ 救急医療情報キット整備事業

②高齢者世代が活躍するまちづくりの推進

少子高齢化・過疎化が著しい中、今後の社会のあり方として、高齢者が生涯を通じて健やかで自立した生活を送り、様々な分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。

その仕組み・受け皿として、町との協働により「シルバー人材センター」を設立します。

【主な事業】

- ・ シルバー人材センター事業

③福祉教育の推進

児童・生徒を対象とした福祉教育プログラム「福祉学習の手引き」の内容を充実します。

また、住民グループや各種関係諸機関等を対象とした福祉教育プログラムも充実し、広く福祉教育を推進します。

【主な事業】

- ・ 福祉教育推進事業
- ・ あいサポート運動推進事業
- ・ 福祉活動用具貸出事業

基本施策の推進内容

基本目標・重点テーマ

暮らしの安心づくり

1. 現状

- 生活困窮に関する相談件数は増加傾向にあり、内容も深刻化・複雑化しています。
- 少子高齢化が進む中、支援が必要となっても親族等がいなかったり、遠方のため親族等からの支援を受けることが困難な方が増えています。
- 認知症や障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが課題となっており、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

2. 基本施策

①あんしんセンター機能の強化

金銭管理に課題を抱えている相談者が多いことから、金銭出納や滞納精算計画の作成等の支援を一体的に行う家計相談支援事業の検討を行います。

また、潜在化する困窮者等を早期に発見するため、出張相談会をモデル的に実施します。

【主な事業】

- ・ 総合相談事業
- ・ 自立相談支援事業

②くらしの安心サポート体制の構築

町と連携し家族や親族等からの支援が困難な方に対して、入退院時、死後の財産処分等をサポートする体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

- ・ くらし安心サポート事業（仮称）

③後見受任体制の強化

おき後見ネットワークと連携しながら、今後更に増加することが予想される一人暮らしの認知症高齢者や障がい者の成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見等を受任する人材の不足に備えるため、後見支援員の導入等を検討し受任体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ・ 法人後見事業
- ・ おき後見ネットワーク事務局業務

基本施策の推進内容

基本目標・重点テーマ

支えあいの基盤づくり

1. 現 状

- 2ヶ月毎に発行する「社協通信」は、本会にとって会員、様々な人・機関・団体をつなぐ貴重な広報広聴媒体です。
今後も増大することが見込まれる福祉ニーズに対し、より一層、地域や関係者・機関の理解を得ていくためには、広報・広聴機能の充実が必要です。
- 高齢者人口の増加、要介護者の増加が見込まれるなかで、福祉サービスを担う社会福祉法人に対する期待が高まっており、地域公益活動の推進等、共通の課題に連携して取り組んでいく事が必要となっています。
- 共同募金は、住民福祉活動の貴重な財源となっています。

2. 基本施策

①広報・広聴機能の充実

広報誌やホームページ等の内容を充実するために、関係機関の広報媒体も活用して、よりきめ細かな情報発信に努めます。

また、これらの広報・広聴媒体等を通して、社協活動や地域福祉活動に対する住民からの意見・提案が行えるようにします。

【主な事業】

・ 広報広聴事業

・ ホームページ管理運営事業

②社会福祉法人、福祉サービス提供事業者間連携の推進

福祉サービス提供の中心的役割を担っている社会福祉法人やサービス提供事業者との連携を深め、今後必要となる取り組みや、共通の課題に対応していくための協働体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

・ 地域公益活動推進事業

・ 社会福祉法人連絡会議

③地域福祉活動財源の有効活用

隠岐の島町共同募金委員会と連携し、共同募金が地域課題の解決に一層有効活用されるよう、助成事業と活動支援の一体的な取り組みを強化します。

【主な事業】

・ 共同募金事業への協力

基本施策の推進内容

基本目標・重点テーマ

地域福祉推進体制の強化

1. 現状

- 福祉に関わる社会的情勢や地域の福祉課題は絶えず変化しています。
地域福祉推進の中核的な組織としての社協の役割を果たすためには、職員の専門性や資質向上への取り組みが欠かせません。
- 自主財源である社協会費や寄付金は年々減少傾向にあり、事業財源の維持・強化が必要となっています。
- 地域福祉を推進するための中核施設として、隠岐の島町社会福祉センターのさらなる利用促進を図っていくことが必要です。

2. 基本施策

①職員育成の推進

各種研修を積極的に行うことにより、職員の資質・能力の向上と組織体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ・職員研修の充実

②財政基盤の維持・強化

社協事業に対する住民の皆様の理解を深め、賛同いただくための取り組みを進めることにより、社協会費、寄付金等の自主財源の確保に努めます。

あわせて、各種補助事業等を積極的に活用する等、安定的な事業運営を図ります。

【主な事業】

- ・社協会費、寄付金の理解促進
- ・各種助成制度の積極的活用

③社会福祉センター機能の充実

福祉活動や相談支援の拠点として、各種団体やボランティア等多くの住民の皆さまが社会福祉センターに集い、ともに地域づくりに参加できるよう努めます。

【主な事業】

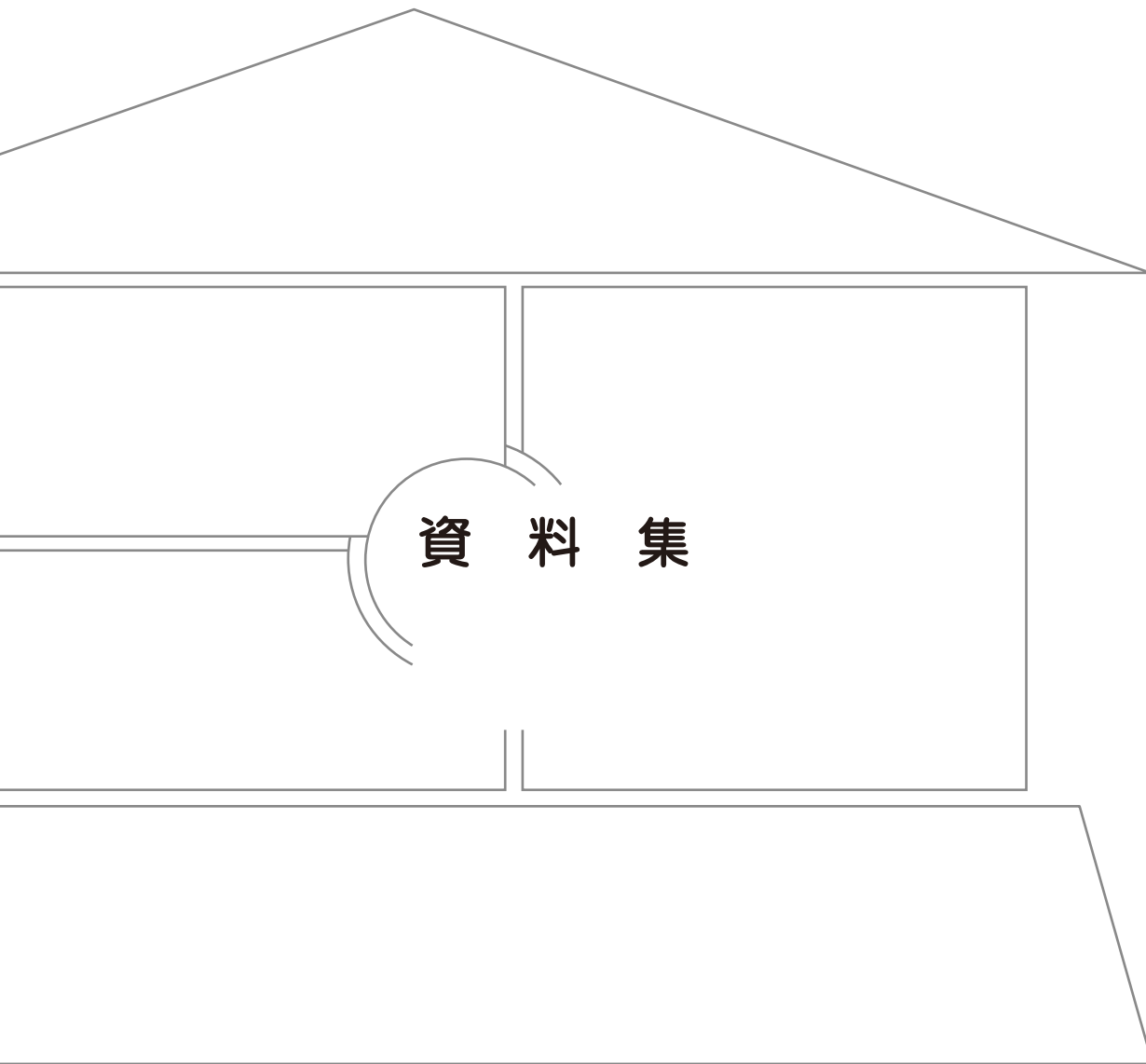
- ・ボランティアセンター事業
- ・シルバー人材センター事業（再掲）
- ・老人クラブ連合会事務局
- ・おき後見ネットワーク事務局（再掲）
- ・日本赤十字社島根県支部隠岐の島町分区事務局
- ・隠岐の島町共同募金委員会事務局



用語集 (索引)

用語集（索引）

用 語	内 容
あいサポート運動	多くの住民が、多様な障がいの特性や障がい者の困りごと、障がい者への必要な配慮などを理解し、日常生活の中で必要なときにちょっとした手助けができる、“やさしくて温かい地域社会づくり”を目指す県民運動をいう。
コミュニティ	住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、或いはそのような住民集団をいう。特に、地縁に基づくものを「地域コミュニティ」という。
受援力	地域や近隣住民、ボランティア、福祉専門職等へ自ら助けを求めたり、そのサポートを快く受け入れる能力をいう。
成年後見制度	認知症の高齢者や知的・精神障がいのある方など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度をいう。
成年後見制度 成年後見支援員	社会福祉協議会の法人後見業務の一部を担っていただく方をいう。所定の研修カリキュラムの修了・登録が必須となる。
スキル	訓練等をして身につけた技能をいう。
団塊世代	第二次大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。概ね1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）にかけての生まれをいう。
入退院、死後事務	ご本人との契約に基づき、入退院時の必要な手続き※や、亡くなられた後の必要な手続き（葬儀、納骨、家財処分、役所の手続き等）を行う取り組みをいう。 ※…保証人や送迎、医療同意、介護などは含まない
地域公益活動	全ての社会福祉法人の義務とされる、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対する「無料・低額な料金で提供される福祉サービス」をいう。
ネットワーク	地域の住民や団体、事業所などがつながり、連携していくこと。



第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 隠岐の島町社会福祉協議会 定款第33条に基づき、第3次 隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 この委員会は、隠岐の島町社会福祉協議会 定款第33条第2項に基づき、「第2次 隠岐の島町地域福祉活動計画」並びに「隠岐の島町社会福祉協議会発展強化計画」を踏まえ、これらを踏襲するとともに、住民ニーズを反映し、隠岐の島町における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、第3次 隠岐の島町地域福祉活動計画（以下「第3次計画」という。）を策定することを目的とする。

(構 成)

第3条 この委員会は、委員10名以内で構成する。

2 前項の委員は、次の各号の中から会長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 町民団体等の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 隠岐の島町社会福祉協議会役員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(アドバイザー)

第4条 必要に応じ、委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3次計画を策定したときまでとする。

2 ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務福祉課地域福祉係において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会は、第7条の規定に関わらず本会会長が招集する。

3 この要綱は、第3次計画の策定をもって、その効力を失う。

第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	役 職	氏 名	所属・役職等
1	委 員 長	出 川 博 康	隠岐の島町老人クラブ連合会 会長
2	副 委 員 長	角 脇 一 夫	隠岐の島町共同募金委員会 副会長
3	委 員	石 川 昭 美	隠岐の島町共同募金委員会 運営委員
4	委 員	石 橋 史 子	隠岐の島町社会福祉協議会 理事
5	委 員	大 槻 寛 長	隠岐の島町民生児童委員協議会 会長
6	委 員	長 田 榮	隠岐の島町 福祉課 課長
7	委 員	川 崎 康 久	隠岐広域連合 副連合長
8	委 員	齋 藤 昭 博	隠岐地域介護支援専門員協会 会長
9	委 員	橋 本 賢 一	島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ 隠岐相談所 相談員
10	委 員	藤 野 雅 栄	社会福祉法人わかば 所長

※敬称略

※正副委員長以下 50 音順

第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定経過

1. 会議の経過

	開催日	内 容
第1回	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○正副委員長の互選 委員長（出川 博康）／副委員長（角脇 一夫） ○諮問 ○事務説明 (1) 地域福祉活動計画とは (2) 基本的考え方、体系、策定スケジュール等 ○協議・意見交換 「住みよいまちづくりアンケート調査」について
第2回	8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○報告事項 アンケート調査結果について ○協議・審議事項 (1) アンケート結果、第2次計画の評価、人口動態等の基礎資料等から見る課題、対応策、方向性 (2) 計画の「基本目標（重点テーマ）」について
第3回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・審議事項 (1) 第2回策定委員会修正案について (2) 「基本理念」、「使命」について
第4回	12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・審議事項 (1) 第3回委員会修正案について (2) 「基本施策」について
第5回	1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議・審議事項 (1) 第4回策定委員会修正案について (2) 計画書（原案）、パブリックコメントの募集について
第6回	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○報告事項 パブリックコメントの結果 ○協議・審議事項 第3次隠岐の島町地域福祉活動計画（案）」について ○答申

2. 住みよいまちづくりアンケート調査(平成29年5月19日～6月16日)

調 査 対 象	依頼数	回答数	回答率
自治会・区長	90 団体	55 団体	61%
ボランティア・NPO活動団体・グループ等	66 団体	45 団体	68%

3. パブリックコメントの募集（平成30年1月22日～2月20日）

	持 参	電子メール	FAX	郵 送	合 計
意見数（件）	2				2

平成29年度「住みよいまちづくりアンケート調査」実施要項

(目的)

第1条 この調査は、「第3次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱」第2条に掲げる目的を達成するため、複雑化・多様化する地域における生活課題や福祉課題及び地域福祉推進に係る地域社会の変化、住民ニーズを的確に把握し、計画策定作業の円滑化に資することを目的とする。

(実施方法)

第2条 第2次隠岐の島町地域福祉活動計画の策定にあたって実施した「住みよいまちづくりアンケート」の縦断調査として実施するものとする。

(調査対象)

第3条 調査の対象は次の各号にかかげる範囲とする。

- (1) 隠岐の島町内の自治会区長
- (2) 隠岐の島町内のボランティア・NPO 活動実践団体・グループ

(調査項目)

第4条 調査項目は、前条各号に規定する調査対象者ごとに、次に掲げる項目とする。

- (1) 自治会区長
 - ①住民が一堂に会するような場の開催回数（単一回答）
 - ②自主的に取り組んでいる自治会区活動の中で、重点的に取り組んでいる活動（3項目選択回答）
 - ③自治会区活動で、効果的な活動（3項目選択回答）
 - ④自治会区の運営上の課題・問題点（3項目選択回答）
 - ⑤住民の生活上の課題・問題点（上位3項目選択回答）
 - ⑥住民の生活上の課題・問題点に必要なサービス・資源（3項目選択回答）
 - ⑦自治会区課題・問題の解決のために必要なこと（3項目選択回答）
 - ⑧地域内外の団体・グループ・企業等と連携・協力して実施した活動の有無（単一回答・選択回答）
 - ⑨自治会区で取り組みたい活動（単一回答・選択回答）
 - ⑩自治会区に関すること（記述回答）
- (2) ボランティア・NPO 活動団体
 - ①活動分野（複数回答）
 - ②活動年数（単一回答）
 - ③会員数及び会員の年代別人数（数量回答）
 - ④会員の職業別人数（数量回答）
 - ⑤活動を通じた自己実現度（3項目選択回答）

- ⑥活動する上で抱えている課題（3項目選択回答）
- ⑦地域内外の団体・グループ・企業等と連携・協力して実施した活動の有無
（単一回答・選択回答）
- ⑧段対・グループとして取り組みたい活動（単一回答・自由記述）

（調査結果分析の着眼点）

第5条 前条の調査項目による回答を踏まえ、第3次計画に反映する上での着眼点は次の各号に掲げる視点とする。

- (1) 地域における固有の支え合い・助け合いの仕組み、協働性、潜在的な地域力を把握する。
- (2) より一層、町民のボランティア活動や福祉活動への参加意識を促進する上で、変容的な変化をもたらすにつながる事項を把握する。
- (3) 平成23年からの変化を明らかにするとともに、より一層ピンポイントな支援方策を模索する。
- (4) 制度やサービスの狭間に対応しうる、新たな福祉サービスの開発につながるヒントを模索する。

（調査の方法）

第6条 調査の方法は、原則、郵送調査法とする。

- 2 ただし、必要に応じて面接調査法や集合調査法などにより、回収率の向上に資する措置を執るよう努めなければならないものとする。

（調査の期間）

第7条 調査の期間は、平成29年5月19日から6月16日とする。

（調査結果の取り扱い）

第8条 調査結果は、第3次計画策定委員会における傾向分析等に活用する。

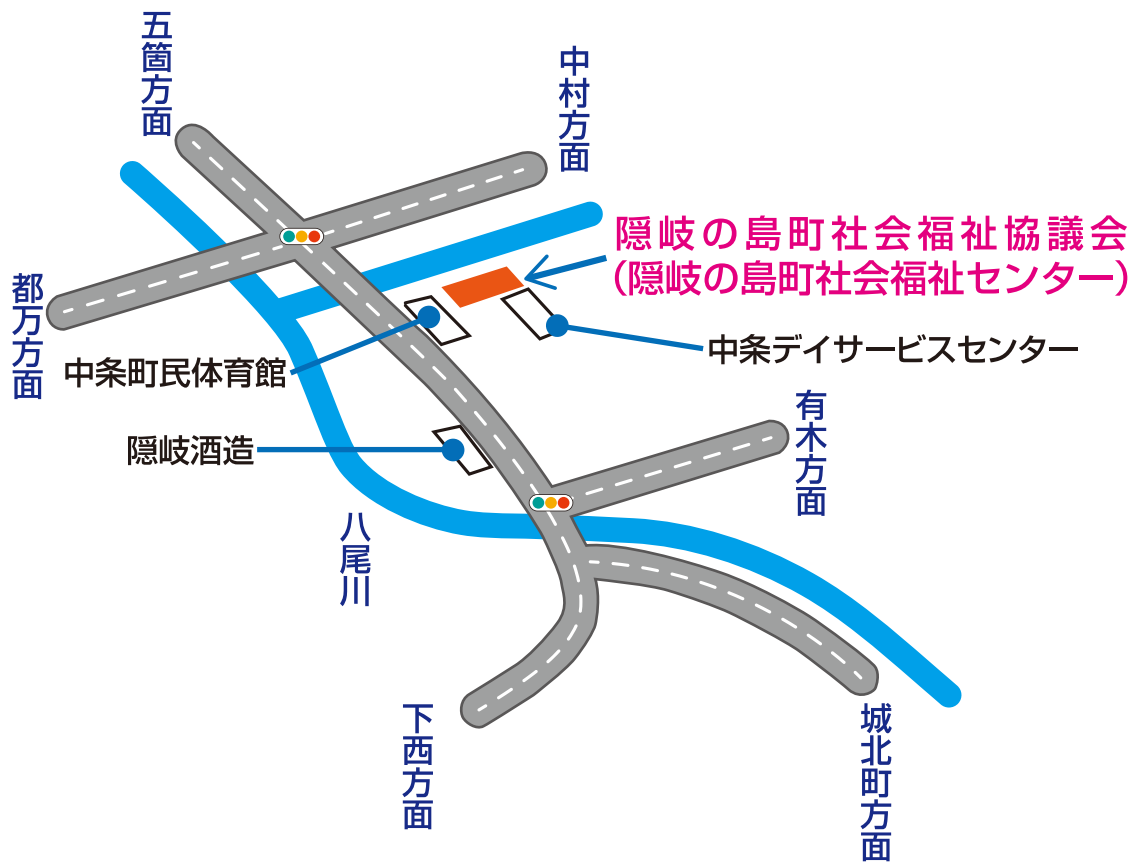
- 2 調査結果は、デジタル処理により匿名性を確保した上で、各調査対象者における活動の参考資料として返送するものとする。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員に諮り定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月28日より施行する。
- 2 この要項は、第3次計画の策定をもって、その効力を失う。



〒685-0027 隠岐の島町原田396番地

○様々な福祉情報をお届けします。

・社協ホームページ <http://www.oki-fukushi.net>